

リスト改正…貨物等省令 8 条九号ツの規制除外の本質は何か

1. はじめに

2015 年 8 月の改正法令説明会で質問が集中したのが、表題の規制除外条項ツです。

「汎用目的の計算機能」でなければ規制されるのか、というのが多くの質問者の関心事項でした。当局見解は「汎用でないものはダメ」というものでしたが、「汎用」の理解をめぐって悩んでいる人が多いように見受けられました。

私個人としても、なぜ汎用でなければダメなのか、特定のアプリケーション向けにセットアップされたものを規制除外にすると何が問題なのか（規制の趣旨から見てまずいことが生ずるのか）ピンと来ないところです。

そこでこの除外規定の意味を、そもそもの暗号規制の本質から考えてみたい、というのが本稿の目的です。

<p>省令 8 条九号 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（次のへからツまでのいずれか、第 3 条第十九号ハ（二）2 又は第 10 条第五号イに該当するものを除く。）</p> <p>ツ 汎用目的の計算機能を有する装置又はサーバーであって、情報システムのセキュリティ管理機能が次の（一）及び（二）に該当するもの</p> <p>（一） 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの</p> <p>（二） 次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 タに該当する中央演算処理装置において実現されているもの</p> <p>2 オペレーティングシステム（第 21 条第一項第七号、第八号の二から第十号まで、第十五号又は第十七号のいずれかに該当するものを除く。）において実現されているもの</p> <p>3 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの</p>
<p>※（二）1 でいう＜タ＞とは</p> <p>本号から第十二号までに掲げるものであって、次の（一）又は（二）のいずれかに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。）（後略）</p>
<p>※（二）2 の括弧書きの意味は、ワッセナー協定（WA）Note m の言葉でいえば「5D2 のセキュリティソフト規制に該当の OS でないこと」</p>
<p>※ 10 条五号イとは、衛星航法システムからの電波を受信する非民生用装置で、位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するものの規制</p>

2. 暗号規制の本質

そもそも規制の対象が「暗号機能という通信セキュリティの手段」であり、「暗号機能で保護されるコンテンツ」ではないということをあらためて強調したいと思います。

このことは次の3点からも容易に理解できます。(多くの方がご存知の命題ではありますが、蛇足を承知で、理由を記します)

理由の第一は、省令8条でも、WAのカテゴリ5-2でも、「コレコレの分野の情報・コンテンツに関する暗号化」といった記述がみられないということです。

第二には、もし暗号規制の力点が応用分野にあるならば、個々の応用分野に最も特化した装置(ここでは「専用機」と呼ぶことにします)における暗号機能が、規制の焦点になる筈です。ところが「専用機」における暗号機能は、「副次的暗号」として省令8条九号タで規制除外の指定を受けているという事実です。

第三には、暗号機能を有する汎用の通信機を通せば、どのような応用分野の情報であれ、暗号化して送信できてしまうことです。特定の応用分野に特化したコンピュータの暗号機能を使わなくても、その応用分野の情報を暗号化して送信できるということの意味は明らかです。つまり特定の応用分野の情報に限って暗号化を阻止するという事は最初から不可能であり、それゆえに規制の焦点は暗号機能に絞らざるをえない、というわけです。

以下の議論に進むにあたり、このことを念頭においていただければ、と思います。

3. 「副次的暗号装置」の規制除外

「個々の応用分野に最も特化した装置」に対する規制除外措置である「副次的暗号装置」の規定(省令8条九号レ)の内容を見てみましょう。

省令8条九号レ

電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の(一)及び(二)に該当するもの(該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。)(次号から第十二号までにおいて「副次的暗号装置」という。)

(一) 当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

- 1 情報システムのセキュリティ管理
- 2 情報の送信、受信又は記録及び保存(娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。)
- 3 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

(二) 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの

省令条文は「電子計算機（及びその部分品）であることが最大の障碍」であるかのような書きぶりですが、ここはWAの次の記述に従って、「主たる機能」のうち適用不可となるものの1つとして読み進めていくことにします。（コンピュータを特別視しないということです）

WAにおける対応規定 Note4

Category 5-Part 2 does not apply to items incorporating or using "cryptography" and meeting all of the following:

- a. The primary function or set of functions is not any of the following:
 - 1. "Information security";
 - 2. A computer, including operating systems, parts and components therefor;
 - 3. Sending, receiving or storing information (except in support of entertainment, mass commercial broadcasts, digital rights management or medical records management); or
 - 4. Networking (includes operation, administration, management and provisioning);
- b. The cryptographic functionality is limited to supporting their primary function or set of functions; and
- c. When necessary, details of the items are accessible and will be provided, upon request, to the appropriate authority in the exporter's country in order to ascertain compliance with conditions described in paragraphs a. and b. above.

次頁の通り、WAが適用不可の要素として挙げる「主たる機能」は、いずれも通信機能との結びつきが強いことが見て取れます。

1. "Information security"; その装置が暗号装置そのものということですから、規制から外すわけにはいかない
2. A computer, including operating systems, parts and components therefor; 何にでも使えるコンピュータだけに、通信装置として使われることを想定
3. Sending, receiving or storing information 要するに通信装置ということ。スパイ映画に出てくる「腕時計に見えても実は通信装置」の類いですね
4. Networking これも通信機能に準ずるものと見るべきでしょう

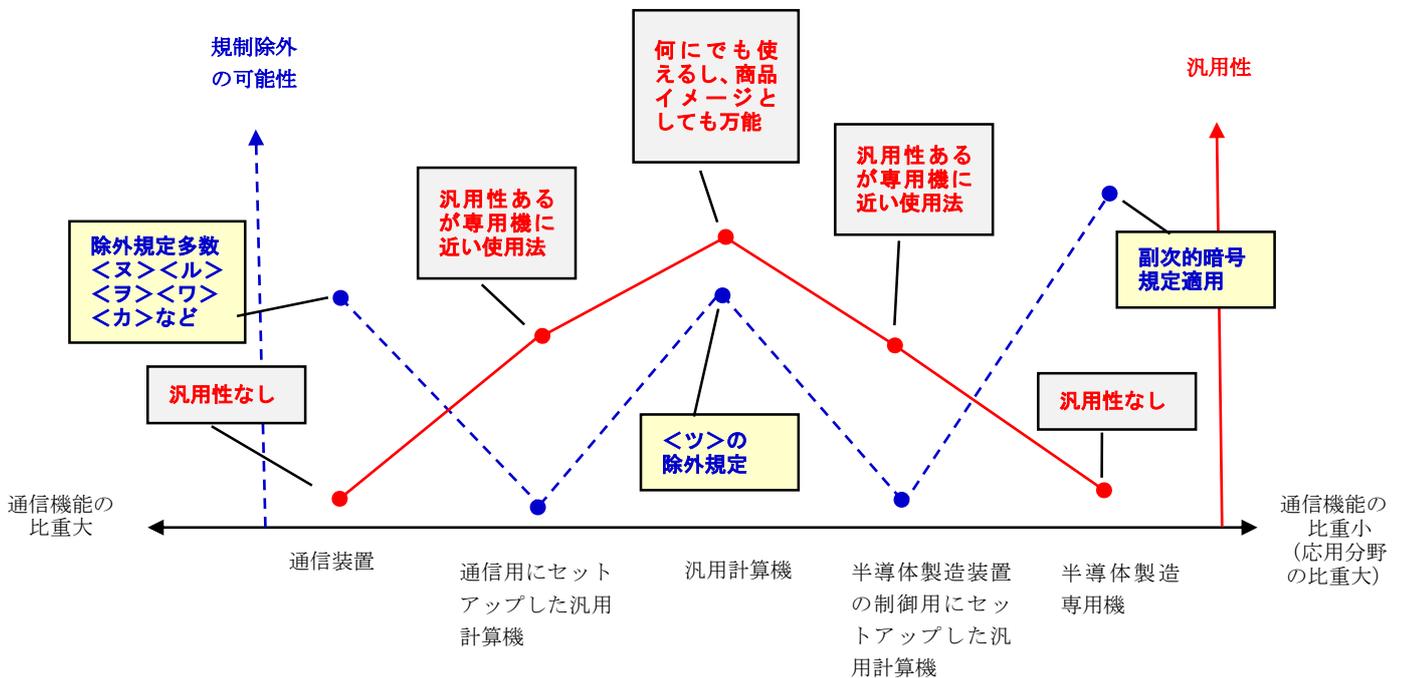
裏を返せば、「主たる機能」としてどんな分野で利用されるかへの言及は全くありません。それが平和的な半導体方面であろうが、物騒な弾道計算であろうが、わけへだてはないのです。応用分野ごとの評価は、それに関連する規制レジーム・カテゴリーで行い、カテゴリー5-2はあくまでもその通信手段である暗号化の機能・性能に注意を集中していることが分かります。

4. 規制除外規定の鳥瞰図

通信機能の比重が高いもの（最たるものは通信専用機）は、半導体製造というような具体的応用分野へは使いにくく、逆に半導体製造専用機は通信装置としては使いにくいというトレードオフの関係があります。つまり機能として、特定の応用分野の比重の大小は、通信機能の比重の大小で読替えることができると思います。

私たちは目下、計算機の汎用性の大小と、規制除外条項の適否を考えているわけですが、前者（汎用性）は、装置における通信機能の比重の大小で左右されます。では後者（規制除外のされやすさ）はどうでしょうか？

それらを通信機能の比重の大小と関係付けてプロットしたのが、下のグラフです。



一見して違和感を抱かれる方が多いと思います。違和感の理由は、次のようにまとめることができるでしょう。

- ① 暗号規制の趣旨・本質からいえば、通信機能の比重が大きいものほど要注意の筈。つまり上のグラフでいえば、規制除外の可能性（赤色実線）はまっすぐ右肩下がりになっているのが自然であろう。専用の通信装置でさえ除外規定があるのなら、通信機能の比重がより低い貨物にそれが適用されてもよいのではないか？
- ② 汎用性があるのがアブナイというのなら、汎用計算機そのものの輸出に対して規制除外規定があるのに、半導体製造装置用にセットアップした途端に除外規定がなくなるのはなぜか？
- ③ 半導体製造装置への応用がアブナイというのなら、なぜ専用機には除外規定が設けられているのか？

5. 解釈の明確化に向けて

本件の核心は、「General purpose computing equipment or servers」という WA の **Note m** の理解にあります。なるほど「General purpose」と書かれては、「多少といえども応用分野に特化させたら駄目ではないか？」という疑問が生ずるのもやむをえないことです。

しかしそもそも「電子計算機とは汎用の計算を行うもの」という考え方もあります。『コンピュータ ガイダンス』中、「8 項の判定対象となるデジタル電子計算機とは」のくだりも、この考え方がベースになっておりました。そして「たとえプリンタ制御用に使われているものであっても、その制御部に“汎用の計算機能”があれば、電子計算機と見なすから 8 項判定が必要」と述べられていたように記憶しています。つまり慣用的には、「汎用の計算機能」とは「電子計算機の代名詞」とするのが自然だと思うのです。

だとすれば、「汎用の計算機を特定分野向けにセットアップした」ものにも、<ツ>の除外規定を適用可能とすることは可能だと考えます。科学計算をメインに設計されたスパコンであっても、<ツ>は適用の可能性はあると思います。

但し本節冒頭で述べたように、「それらの可能性」は、WA の「General purpose computing equipment or servers」という条文から「ただちに明らか」とは言い切れません。当面は慎重を期すため、「汎用の計算機を特定分野向けにセットアップした」もの等への<ツ>は不適用としつつも、WA 会合等を通じて、条文解釈の明確化を目指すのが妥当ではないか、と考える次第です。